移住支援金（地方創生推進交付金対象分）の交付申請に関する誓約事項

１　秋田県移住・就業支援事業に関する報告及び立入調査について、県及び申請先市町村から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、秋田県移住・就業支援事業実施要領に基づき、移住支援金（地方創生推進交付金対象分）の全額又は半額を返還します。

（１）移住支援金（地方創生推進交付金対象分）の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）移住支援金（地方創生推進交付金対象分）の申請日から３年未満に申請先市町村外に転出した場合：全額

（３）移住支援金（地方創生推進交付金対象分）の申請日から１年以内に移住支援金（地方創生推進交付金対象分）の要件を満たす職を辞した場合：全額

（４）秋田県起業支援事業（地域課題解決枠）に基づく交付決定を取り消された場合：全額

（５）移住支援金の申請日から３年以上５年以内に申請先市町村外に転出した場合：半額

３　住所、就業先等の移住支援金（地方創生推進交付金対象分）の要件に関する事項の異動について、移住支援金受給の要件となる就業先法人が当該事実を県に報告することに同意します。